



令和元年 (2019年) 6月13日 (木)

No. 14949 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第27回 コロンビア (1)

☆知的財産研修会(ノウハウ秘匿と特許出願
の選択基準およびノウハウ管理法) …… (11)

世界の知的財産法

第27回 コロンビア

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

コロンビア共和国(スペイン語では「República de Colombia」。英語では「Republic of Colombia」。以下「コロンビア」という)は、南米大陸北西部に位置し、カリブ海と太平洋の両方に面する共和国である。北西はパナマ、東はベネズエラ及びブラジル、南はペルー及びエクアドルに接している。

16世紀初頭から始まるスペインの植民地時代に

は、コロンビアは「エルドラド」(黄金郷)と呼ばれた。1538年にスペイン人が現在の首都ボゴタを占領し、1717年に「ヌエバ＝グラナダ副王領」となった。1810年にコロンビアは独立を宣言したものの、スペイン軍との戦闘は継続していたが、シモン・ボリーバル率いる独立派等の尽力により、1819年には現在のコロンビア、ベネズエラ、エクアドル、パナマ等を含む「グラン・コロンビア共和国」(大コロンビ

21世紀は 知力・英知 の時代

創立 1922 年

特許業務法人 英知国際特許事務所

所長弁理士 岩崎 孝治

所長代理弁理士 七條 耕司

副所長弁理士 小橋 立昌

弁理士 鈴木 康裕

意匠部長弁理士 関口 剛

調査部長弁理士 郡山 順

弁理士 樋口 正樹

弁理士 紀田 馨

国際部長弁理士 田口 滋子

商標部長弁理士 岩崎 良子

商標部弁理士 井上 香織

特別顧問弁理士 細井 貞行

管理部長 菅野 公則

特別顧問 岡本 清秀

【東京本部】 〒112-0011 東京都文京区千石4-45-13 TEL: 03-3946-0531 (代)

【赤坂サテライト】 TEL: 03-6206-6479 【帯広支部】 TEL: 080-6516-4160

【仙台支部】 TEL: 022-266-5580 【山形支部】 TEL: 023-651-6102

【神奈川支部】 TEL: 045-532-3827 【浜松支部】 TEL: 080-2077-6544

【名古屋支部】 TEL: 090-4227-5957 【大阪支部】 TEL: 050-1074-7175

URL: <http://www.eichi-patent.jp>

ア共和国)が成立した。その後、ベネズエラ、エクアドル、パナマの相次ぐ独立と、コロンビアにおける長期にわたる政変及び内戦等により、コロンビアは不安定化したが、民政化した1958年以降は、基本的に保守党及び自由党による二大政党制が定着した。近時は、保守党及び自由党以外の新たな政党が有力化している。

コロンビアは、コーヒー豆、バナナ、サトウキビ等の農産品の生産量が多い他、エメラルド、石炭、原油、ニッケル鉱等の鉱物資源も豊富である。また、コロンビアは、世界最大のコカイン生産国であったが、最近は、不法栽培の取締りが強化されたことにより、コカイン生産量は大幅に減少しているといわれている。

約4950万人いるコロンビア国民のうち、メスチソ(先住民と白人の混血)が58%、白人が20%、ムラート(白人と黒人の混血)が約14%、黒人が約4%、サンボ(先住民と黒人の混血)が約3%、先住民が1%という構成となっている。公用語はスペイン語であるが、実際の生活には、先住民の言語も多く使用されている²。このように、コロンビアは、地域、民族、言語、文化等の面で多様性を有するという特徴がある。

コロンビア政府は、従来、コロンビア革命軍(FARC)及び民族解放軍(ELN)等の左翼ゲリラとの和平交渉を続けてきた。2016年9月、サントス大統領率いるコロンビア政府とFARCは、52年間にわたる内戦の終結等を定めた最終合意文書に署名した³が、同年10月の国民投票により和平合意は僅差で否決された。しかし、同年11月、コロンビア政府は、新たな和平合意をFARCとの間で締結し、議会の承認を得た(但し、この新たな和平合意案は、国民投票に付されなかった)。その結果、2017年にFARCの武装解除及び合法政党化が実現した。また、現在は、コロンビア政府とELNの間でも、一部停戦合意が実現している。

コロンビアは、世界貿易機関(WTO)に加盟しており、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉にも参加している。コロンビアは、メキシコ、チリといった中南米の国だけでなく、米国⁴、カナダ、EU、EFTA、韓国等との間で自由貿易協定(FTA)を締結し(いずれも発効済み)、自由貿易を推進す

る外交政策を進めている⁵。また、コロンビアは、他の南米諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、コロンビアは、アンデス共同体(CAN)⁶の創設メンバー国であり、また、南米南部共同市場(メルコスール⁷。スペイン語では「MERCOSUR」)の準加盟国でもある。さらに、2012年には、コロンビア、メキシコ、ペルー及びチリは、中南米の太平洋沿岸国たる加盟国間の経済的統合、域内での物品・サービス・資本・ヒトの移動の自由の達成、アジア太平洋地域との関係強化を目指して、「太平洋同盟」(スペイン語では「Alianza del Pacífico」)を設立した⁸。

コロンビアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。コロンビアは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、コロンビアの法制度は多くの点で、スペインの法制度の影響を受けているほか、フランス、ドイツ及びイタリア等の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。成文法主義を採るコロンビアの法制度における法源は、①憲法、②条約、③法律、④行政命令に大きく分けられる⁹。

コロンビアは、1980年代以降、ラテンアメリカ諸国の中で最も安定した経済成長を続けた。現在のコロンビアの経済規模は、日本の大阪府と同程度となったといわれている。日本とコロンビアの相互交流が活発になり、日本企業のコロンビア進出が増加するに伴い、日本企業がコロンビアにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、コロンビアの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、今回は、コロンビアの知的財産法制度の概要を紹介することとしたい¹⁰。

II 知的財産法全般

コロンビアの知的財産法制度は、基本的に、アンデス共同体の決議により形作られている。アンデス共同体の決議には、「共通知的財産制度」(決議第486号)¹¹、「著作権及び著作隣接権に関する共通規定」(決議第351号)¹²、「新種植物育成者権の保護に関する共通規定」(決議第345号)¹³、「共通遺伝資源アクセスに関する共通制度」(決議第391号)¹⁴等が